

第25回柏市農業委員会総会議事録

1 令和5年8月9日(水)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長
染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所 分室1-2階 第1会議室 午後2時00分

3 出席した委員は次のとおりである。

<農業委員>

1番	金子	幸司	2番	酒卷	寿雄
3番	遠藤	秀生	4番	大宮	茂男
5番	成嶋	君美	6番	飯野	文夫
7番	坂卷	洋行	8番	石井	マサ子
9番	岡田	英夫	10番	寺島	和彦
11番	村越	等	13番	谷田	貝和代
14番	平川	徹	15番	染谷	茂
16番	山崎	明久			

16名中15名出席

<農地利用最適化推進委員>

17番	友野	博之	18番	小川	克己
19番	栗原	豊	20番	染谷	織恵
21番	大塚	信幸	22番	豊田	佐智子
23番	木村	寿	24番	関根	勝敏
25番	濱嶋	静	26番	富澤	英三
27番	林	敏夫	28番	飯田	利明
29番	石井	一美	30番	砂川	晴彦
31番	坂卷	儀治			

15名中15名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

12番 橋本 英介

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 寺嶋 浩

統括リーダー 兼 岡 洋 和
副主幹 山 本 雅 代
副主幹 柿 崎 祐 一

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
- (4) 利用権の中途解約に係る通知の確認について
- (5) 生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

(午後2時00分開議)

議長 本日は、お忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいまより第25回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員16名中15名、推進委員15名中15名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、日程1 議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 議長一任ということですが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは指名をいたします。

酒巻寿雄委員，遠藤秀生委員，よろしくお願ひいたします。

次に、日程2 一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、御了承願ひます。

今月の担当は、第1調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、成嶋委員長よろしくお願ひいたします。

成嶋委員長 農地第1調査会は、去る8月2日、3日、令和5年度第5回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第3条2件、第5条4件、主たる従事者証明1件について、現地調査並びに面接調査を行いました。

次に、令和5年4月に開催された第21回総会の議案第2号の1件及び議案第2号の1件について、巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

それでは、日程3 議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を、成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1 番について、御報告します。

調査会資料は、2 ページからになります。

本件は、柏市●●に在住の譲受人が経営農地を拡大するため、また、●●の譲渡人は故人の相続財産を清算するため、売買による所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は、若白毛の田●●筆及び畑●●筆、計●●㎡で、●●、●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1 番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2 番について調査結果の報告を、成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 2 番について、御報告します。

調査会資料は、8 ページからになります。

本件は、柏市●●に事務所を構える譲受人が、柏市で新たに、また代表者の近隣地に耕作を希望するため、また、●●在住の譲渡人は、高齢により農業経営を縮小するため、賃貸借による許可申請をするものです。

申請地は、藤心の畑●●筆、合計●●㎡で、●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

金子委員 現況地目が雑種地になっていますが、ここはかなりきれいな畑の状態であると私は認識しています。それがなぜ、雑種地になっているのでしょうか。

事務局 こちらの現況地目というのは、固定資産税のデータを用いております。固定資産税のデータ上は、雑種地となっております。

議長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。譲受人の●●という会社はこれ、生産法人、農地所有適格法人ということでしょうか。

事務局 今回の3条の案件については、賃貸借の契約になっております。今、委員のおっしゃった農地所有適格法人の場合は、農地の取得ができます。一般法人の場合は、農地の取得はできませんが借りることはできます。

今回の会社は、●●がメインの会社ですけれども、定款の中に農業経営というものが入っています。そういった法人であれば、賃貸借契約を結んで農業経営ができるという形になっておりますので、その点については特に問題ないと思います。

議長 よろしいですか。

はい、どうぞ。

酒巻委員 では、いわゆる5反要件はいかがでしょうか。

事務局 5反要件につきましては、令和5年4月から5反を満たさなくても農業経営が可能な条件が揃っていれば農地の賃貸借あるいは取得ができるというように法律改正がなされておりますので、これについても特に問題はありません。

議長 いいですか。

そのほかございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、2番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1番について、御報告します。

調査会資料は、11ページからになります。

本件は、使用貸借を伴う、田から畑への農地造成許可申請です。

申請地は、金山の田●●筆、及び●●1筆、計●●㎡です。

申請地は、農用地及び1種農地相当であります。本申請が農地造成によるため、不許可の例外事由として許可をするものです。

所有者は農家で現況の田で●●を作っておりましたが、高齢により農業を続けることが難しくなり、後を引き継ぐ子が稲作は難しく畑作をしたいと希望したため、田から畑への農地造成のため、申請に至ったものです。

計画内容は、申請地に平均●●m程度の土盛りを行い、畑として造成するものです。また、復土は天地返しで行います。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲には、境界から●●m離したところに、●●mの小堰堤を設け、雨水等を外に出さないようにします。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を、成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 2番について、御報告します。

調査会資料は、24ページからになります。

本件は、使用貸借を伴う、田から畑への農地造成許可申請です。

申請地は、若白毛の田、合計●●筆、●●㎡です。

申請地は農用地であります。本申請が農地造成によるため、不許可の例外事由として許可をするものです。

当該用地は地目上、田ですが、畑として耕作されてきました。ただし、水はけが悪く、畑として耕作しづらいため、申請に至ったものです。

計画内容は、申請地に平均●●m程度の土盛りを行い、畑として造成するものです。また、天地返しで復土します。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲には、境界から●●m離したところに、●●mの小堰堤を設け、雨水等を外に出さないようにします。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

村越委員 村越です。譲渡人の人、●●なんですけども、埋め立ててからこちらへ作りに来るのでしょうか。

成嶋委員長 はい、そうです。

村越委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、2番を承認いたします。次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を、成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 3番について、御報告します。

調査会資料は、30ページからになります。

本件は、賃貸借による、駐車場用地への転用許可申請です。

申請地は、高田の田●●筆、●●㎡です。

市街化区域に隣接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●で●●を営む●●で、経営している当該地近隣の●●が拡張されることになり、拡張用地になる駐車場が使えなくなることから、近隣の従業員駐車場として利用できる場所を探していました。

計画内容は、駐車場●●台分の整備となります。

整地は●●mの碎石を敷設した後、浸透式のアスファルトで5cm

舗装を行います。

被害防除対策として、雨水は浸透式アスファルトによる自然浸透ですが、浸透ますを傾斜をつけて●●基設置し、雨水等を周囲に流出させないようにします。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、3番を承認いたします。

次の審議に入ります。

4番について調査結果の報告を、成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 4番について、御報告します。

調査会資料は、36ページからになります。

本件は、売買を伴う、駐車場用地への転用許可申請です。

申請地は、柏下の田●●筆、●●m²です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は柏市●●で●●を営む法人で、主に●●を●●、●●しています。

このたび、●●を増車したため、従業員等の駐車場が不足したことにより、申請に至ったものです。

計画内容は、コンクリート製造物（砂利のようなもの）を●●m敷設し、整地します。なお土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、外周は築堤高さ●●mを設置し、土砂等の流失を防ぎます。また、丸木トラロープ高さ●●mで囲います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がございましたので、4番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

調査結果の報告を、成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1番について、御報告します。

調査会資料は、42ページからになります。

本件は、●●在住者が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出をするための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、小青田4丁目の畑●●筆、合計●●㎡です。

申請理由は、主たる従事者である申出者の弟が死亡し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第1調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたし

ます。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、議案第4号の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

農政課 それでは、御説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番から第4番は、●●に在住の農業者が船戸の畑●●筆、布施の畑●●筆、弁天下の畑●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は5年です。

計画番号第5番から第6番は、●●に在住の農業者が布施の畑●●筆、弁天下の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第7番は、●●に在住の農業者が藤ヶ谷の畑●●筆、合計面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第8番は、●●に在住の農業者が藤ヶ谷の畑●●筆、合計面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第9番は、●●に在住の農業者が岩井の畑●●筆、面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第10番は、●●に在住の農業者が片山新田の田●●筆、面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第11番は、●●に在住の農業者が千間橋の田●●筆、面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 御苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第4号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 それでは、次の議案に入ります。

議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を事務局に求めます。

事務局。

事務局 事務局で7月28日金曜日に現地調査を行いましたので報告します。

申請人は、柏市●●在住の農家の方で、農業経営の実態は●●人で
従事し、耕作面積は約●●aです。

申請地は新富町の畑●●筆●●㎡、約●●aとなっております。

なお、申請人は当該申請地において主に●●、●●、●●、●●を
栽培しており、今後は●●、●●も栽培していき、引き続き農業に従
事するということでした。

以上です。

議長 調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。
よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めま
す。

事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、御了解を得たいと思いま
す。

次回の予定を申し上げます。

9月4日月曜日、5日火曜日が調査会で、4日は午前9時から、5
日は午後1時から、分室1の2階、第1会議室でございます。

担当は、農地第2調査会です。

9月8日金曜日が総会で、午後2時から、分室1の2階、第1会議室でございます。

これをもちまして、第25回柏市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

(午後2時40分閉会)